

令和4年10月27日

守谷市議会議長 高橋 典久 様

陳 情 者

団 体 名

住 所 茨城県守谷市久保ヶ丘四丁目43-4

氏 名 山田 康晴

久保ヶ丘四丁目守谷市ごみ集積所の適切な管理に関する陳情

【陳情趣旨】

- ① 久保ヶ丘四丁目43-7のごみ集積所（以下、当該ごみ集積所という）は施設、土地ともに守谷市所有であることを確認すること。
- ② 当該ごみ集積所の管理は、久保ヶ丘四丁目自治会組織が実態として管理していないことを確認すること。
- ③ 「守谷市が設置した施設でないから管理責任がない」との誤認識を改め、土地、施設の所有者として適切な管理を行うこと。
- ④ 久保ヶ丘四丁目自治会等に当該ごみ集積所の管理委託する場合は、管理委託する内容、責任範囲を明示する文書を取り交わすこと。
- ⑤ ごみ集積所とその周辺に、毒ヘビ（ヤマカガシと推測する）が生息しており、ネズミなど、ヘビのエサとなるものを駆除し、ヘビの巣となりそうな場所の草刈り、やわらかい土の穴や木の根元の隙間を埋め、腐朽した板塀、落ち葉の集積などの清掃撤去を行うこと。ごみ集積所隣接地の所有者にも協力を呼び掛けること。
- ⑥ 守谷市役所内で、都市整備部では、スズメバチなど有害昆虫などの駆除を迅速に行うのに、生活経済部生活環境課においては、「ごみ集積所は市（公）の施設ではない。」「蟻や毛虫、害獣等駆除も対応しない」と、事実誤認による対応が市の部署により正反対になり、行政対応の不一致があるのは不適切なもので、都市整備部の対応に統一すべき。特に、守谷市の施設ではないとする間違った認識から、生活環境課が対応を渋るのは、住民としては受け入れがたい。

【陳情理由】

① 当該ごみ集積所は、平成18年3月30日付で、当時のUR都市機構が守谷市に寄付したもので、平成17年（西暦2005年）に分譲された当時の現場写真でも、現況とほぼ同一のコンクリート壁で囲まれ、鳥よけネットが設置された状態で建設されている。したが

って、当該ごみ集積所は地上部分の設備を含めて、ごみ集積施設として、守谷市に寄付され、現在は、守谷市が土地、施設ともに所有者となっている。

しかし、守谷市生活経済部生活環境課におかれては、「市（公）の施設ではない」、「市が設置・管理していない」と誤認識をしている。

② 市の主張は、「当該ごみ集積所を設置もしていないし、管理も請け負わない」としています。しかし、①のように土地、施設を含めて、守谷市が寄付を受け、所有しているのであって、管理の最終責任は所有者である守谷市にあると考えます。

③ 当該ごみ集積所の所有者は守谷市であるので、施設所有者としての市の管理責任が発生し、市の主張する「ほかの誰かからその管理を請け負わない」というのは、誤認識であると考えます。

④ 守谷市が所有している当該ごみ集積所の日常管理を自治会等へ委託するならば、書面で管理の内容、管理責任の範囲について取り決めるべきと思います。実態として、自治会は、当該ごみ集積所の清掃もしていませんし、積雪の除雪作業もしていません。施設・土地所有者である守谷市が日常管理もしていません。当該ごみ集積所の隣地所有者である小職が、毎朝、積雪があれば除雪作業を行い、清掃などの日常管理を行っています。市の主張する「ごみ集積所は自治会が設置・管理すべきもの」は、事実誤認に基づいています。市が自治会等に管理委託しているならば、日常管理を怠っている自治会に対して適切な当該ごみ集積所の管理を行うよう指導すべきと考えます。

⑤ 市の当該ごみ集積所の管理に関する主張は、都市計画法の開発行為による許可申請によるとしたり、市（公）の施設ではないとしたり、廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例によるとしたり、二転三転しています。市が当該ごみ集積所を寄付され、土地・施設を含めた所有者となっている事実を認識せず、公式見解が短期間に変動し、決め手を欠いている状態は、市が責任逃れの言い訳に終始して、正しい事実を確認することを怠っているためであり、見苦しい。

⑥ 当該ごみ集積所とその周辺で、毒ヘビ（ヤマカガシと思われる体長1メートル強、太さは親指程度）を何度か目撃し、ヘビの生息休憩場所になっていた腐朽した板塀と金属製の物置、落ち葉の集積が放置されているのは、安全で快適な生活環境とは言い難い。それにもかかわらず、市の主張は「（蛇だけでなく）蜂や毛虫、害獣等の駆除はごみ集積所の管理者が対応すべきだから、市は対応しない」としています。当該ごみ集積所は施設・土地を含めて市の所有であり、管理の最終責任は所有者である市にあると考えます。また、日常管理を自治会等に委託している証拠書類は提示されていません。

上記のとおり陳情いたします。